

甲田内水面横内漁業協同組合内共第23号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第23号第五種共同遊漁権に係る漁場（以下「漁場」という）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（やまめ・いわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に關し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付し承認を受けなければならない。

(遊漁・漁法の制限)

第3条 当該漁業権の対象となっている水産動物を採捕する場合は、竿釣り以外の漁具、漁法による遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

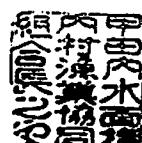
第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
やまめ	4月1日から9月30日まで
いわな	4月1日から9月30日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
大中津川堰堤から上流 1キロメートルの区域	1月1日から 12月31日まで



(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ	15センチメートル
いわな	同上

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同項に掲げる額の二分の一に相当する額とし、次2項ただし書に規定する方法により納付するときは、200円を加算した額とする。

竿釣による遊漁の場合

魚種	漁具・漁法	遊漁料
やまめ	竿釣	1日400円 1年3,000円
いわな	竿釣	1日400円 1年3,000円

- 2 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(納付場所) 青森市大字合子沢字山崎18番地2 高坂繁光宅

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県共通遊漁の承認等に関する事項)

組合内
甲田村
字前澤
字加賀
魚、

第9条 この漁場区域において、左欄の漁種を中欄の漁具・漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ遊漁料を納付し、当該遊漁について青森県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

遊漁承認証別	魚種	漁具・漁法	遊漁料（1年）
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、 にじます、ひめます（鶴沼のみ）、うぐい、こい、 ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	15,000円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます（鶴沼のみ）、 うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	8,000円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県十和田市元町東4丁目1番15号 鳥越経営会計内
青森県内水面漁業協同組合連合会

3 第1項の遊漁承認証の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

4 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。

5 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反したものについては、第7条第1項に規定する遊漁料を徴収する。



(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。
合子沢川大中津堰堤から下流の渡堰堤に至る

- 5 遊漁者は、ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

甲田内水面横内漁業協同組合
二重削除不可
二字加印可
の高橋

(表)

No.

遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認いたします。

遊漁者	住所		
	氏名	(年齢	才)

承認期間

魚種

漁具・漁法

遊漁区域

遊漁料

発行者

甲田内水面横内漁業協同組合

印

(裏)

注意事項

- 1 この承認証は、他人に貸与してはならない。
- 2 遊漁する場合には、この承認証を携帯し、^{漁場}遊漁監視員の要求があった時は、これを提示しなければならない。
- 3 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 4 大中津堰堤から下流一の渡堰堤までにおける川底をかくはんしてはならない。
- 5 ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

別記様式第2号

七字切手
組合会員登録
済

<表>

(全魚種券)

西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名		年令 歳
住所		
全魚種	●有効期間 平成 年 1月 1日～12月 31日 ●魚種 全魚種 ●遊漁料 15,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目 1-15 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

(渓流魚券)

西暦 (平成年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
県内共通遊漁承認証		
氏名		年令 歳
住所		
渓流魚	●有効期間 平成 年 1月 1日～12月 31日 ●魚種 渓流魚 ●遊漁料 8,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目 1-15 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

<裏> (全魚種券・渓流魚券共通)

・県内共通遊漁承認証の種類

	全魚種券	渓流魚券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、 ヒメマス(等身の分)、ウグイ、コイ、 フナ、ウナギ	左記範囲からアコガラ除く
遊漁料金	15,000円	8,000円
券種と 遊漁期間	1月1日から12月31日までの年券のみ(併用との遊漁料金は複数券 内外両方の料金額よりのきまりによる)	
遊漁区域	青森県内の河川湖沼(十和田湖、大庭子川、八戸川、馬鹿川上流二戸温泉 町付外及び平川(羽利ヶ沢支流含む)を除く。また、県内水面漁業連 合会が各区域の遊漁料金で定められた遊漁料金を除く。)	
漁具・泊法	手釣 竿釣	

- ・共通遊漁承認証は、沿岸主催釣り大会等の本規則にイベントに適用できません。
- ・共通遊漁承認証は、記名された本人以外は使用できません。また、他人に貸す、譲るする
ことはできません。
- ・その他 詳しいことは「遊漁手帳」をお読み下さい。

別記様式第3号

漁場監視員証
(表)



No.

漁場監視員証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。

氏名

有効期間

発行者

甲田内水面横内漁業協同組合

印

(裏)

注意事項

- 1 この漁場監視員証と監視員腕章の番号は、一致するものとする。
- 2 漁場監視員は、常にこの漁場監視員証を携帯して漁場を見回るものとする。
- 3 この監視員証は、他人に貸与してはならない。
- 4 この漁場監視員証を紛失又はき損したときは、速やかに届け出て再交付を受けなければならない。